

平成 23 年 11 月 9 日

「平成 23 年度静岡県グランシップスレート安全対策改修工事設計業務」の  
公募型プロポーザル応募者の募集

(文化・観光部文化政策課)

(要 旨)

静岡県は、グランシップの利用者の安全を確保し、外装スレートの剥落を防ぐための改修工事の実施に向け、「平成 23 年度静岡県グランシップスレート安全対策改修工事設計業務」について公募型プロポーザル応募者の募集を開始する。

設計業務の内容及び設計プロポーザルへの参加手続きの概要は下記のとおりである。

(概 要)

1 設計業務の内容

- (1) 業 務 名：平成 23 年度静岡県グランシップスレート安全対策改修工事設計業務
- (2) 業務内容：グランシップスレートへのメッシュ張り構法による改修工事に係る基本・実施設計
- (3) 履行期間：契約日から平成 25 年 3 月 15 日（金）まで

2 設計プロポーザルの概要

(1) スケジュール

- ・プロポーザル公告日(公募開始) : 平成 23 年 11 月 10 日(木)
- ・プロポーザル説明書等配布申込期間：平成 23 年 11 月 10 日(木)～11 月 25 日(金)
- ・第一次審査提出図書(参加表明書)提出期限：平成 23 年 11 月 30 日(水)

(2) プロポーザルの参加手続

- ・プロポーザル説明書等の配布  
静岡県ホームページの「教育・文化」 → 「文化・スポーツ」 → 「文化政策課」ページの“「平成 23 年度静岡県グランシップスレート安全対策改修工事設計業務」公募型プロポーザル応募者の募集案内”に、プロポーザルの参加手続を記載したプロポーザル説明書等の配布方法を掲載するので、ダウンロードにより入手のこと。

URL <http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-110/index.html>

- ・配布方法  
募集案内の「説明書等配布申込書」(様式 1) に必要事項を記載の上、事務局まで電子メール又は F A X にて提出すること。追って、電子メール等により送付する。

(3) 事務局

- ・静岡県文化・観光部文化政策課文化施設班
- ・所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁東館 11 階
- ・電話番号 054-221-3506 FAX 番号 054-221-2827
- ・E - mail [arts@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:arts@pref.shizuoka.lg.jp)

(4) 詳細は、別添「募集公告」を参照のこと。

下記の設計業務委託について、公募型プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成 23 年 11 月 10 日

静岡県知事 川 勝 平 太

## 記

### 1 業務概要

- (1) 業務名 平成 23 年度静岡県グランシップスレート安全対策改修工事設計業務
- (2) 業務内容 静岡県グランシップの外装スレート材へのメッシュ張り構法による改修工事に係る基本・実施設計
- (3) 履行期間 契約日から平成 25 年 3 月 15 日(金)を予定
- (4) 契約限度額 48,000 千円（消費税相当額を含まない）

### 2 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

なお、資格要件の確認基準日は、応募書類の提出日とし、契約締結までの期間に応募者が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結はできないものとする。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所の登録を受けている、単独建築設計事務所であること。
- (2) 次に掲げる設計業務の実績を有すること。
  - ・日本国内で過去 20 年間に完成した、延べ床面積 5,000 平方メートル以上の、主たる用途が公会堂、劇場、会議場、展示場、体育館、屋内水泳場等の建築物の新築
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定に基づく特別生産開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 最近 1 年間の国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 静岡県及び他の自治体等からの入札参加停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体でないこと。
- (10) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者をいう。以下、同じ。）である者でないこと。
- (11) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者でないこと。

- (12) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者でないこと。
- (13) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者でないこと。
- (14) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (15) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者でないこと
- (16) 本業務に関する審査委員会の委員本人又は委員が属する企業及びその関連会社でないこと。

なお、関連会社の定義は、以下によるものとする。

ア 本業務に関する審査委員会の委員本人又は委員が属する企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

イ 本業務に関する審査委員会の委員本人又は委員が属する企業が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

ウ 本業務に関する審査委員会の委員本人又は委員が属する企業の代表権を有する役員が、当該業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

### 3 審査及び選定等の概要

#### (1) 審査方法

審査方法は、応募者の会社の業務経歴・実績等及び応募者が改修工事の設計をどのように進めるか等について、文章及び図案、イラストなどで構成された提案により評価する。

審査は、第一次審査、第二次審査の二段階で実施する。

審査段階	審査・評価内容	選定・特定者数
第一次審査	第一次審査提出図書による評価 ・会社の業務経歴・実績 ・技術職員の経験及び能力	5 者程度を選定
第二次審査	第二次審査提出図書及びヒアリング等による評価 ・設計業務の実施方針 ・改修工事の技術提案	最優秀者、次点者の各 1 者を特定

#### (2) 審査委員会

ア 選定及び特定に係る審査は、グランシップスレート安全対策改修工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

なお、特定に当っては審査委員会においてヒアリングを行う。

イ 審査委員会の構成

氏名	職名
坂本 功	東京大学名誉教授
清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究所准教授
佐藤 考一	建築環境ワークス協同組合代表理事 佐藤建築計画室代表
藤森 照信	東京大学名誉教授 工学院大学建築学部教授
二木 幹夫	(財)ベターリビング理事 つくば建築試験研究センター所長
横田 暉生	横田外装研究室主宰
西谷 透	静岡県経営管理部理事
下山 晃司	静岡県文化・観光部理事

4 手続等

(1) 事務局

静岡県文化・観光部文化学術局文化政策課文化施設班

所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館11階

電話番号 054-221-3506 FAX番号 054-221-2827

E-mail arts@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 説明書等の配布等

ア 配布申込期間

平成23年11月10日(木)から平成23年11月25日(金) (午後5時まで)

イ 配布資料

(7) 平成23年度グランシップスレート安全対策改修工事設計業務公募型プロポーザル説明書(各種様式を含む)(以下、「説明書」という。)

(4) 関係図書

- ・グランシップ説明書、完成図書、施工関連図書等
- ・H22 静岡県コンベンションアーツセンター外壁化粧石材剥落抜本対策検討委員会報告書
- ・H22 グランシップ安全対策検討業務報告書

ウ 配布方法

配布資料の配布を希望する者は、説明書等配布申込書(様式1)を事務局まで電子メール又はFAXで提出すること(送信後は、確認のため提出先まで電話連絡すること(電話連絡は、配布申込期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に限る))。追って、説明書については電子メールで送信し、関係図書については電子データを収納したCD-Rを送付する。

ただし、申込みできる者は、2の応募資格を満たす者に限る。

(3) 第一次審査提出図書(参加表明書)の提出方法等

本設計業務に係る参加表明書・技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、提出すること。

- ア 提出期間 平成 23 年 11 月 10 日(木)から平成 23 年 11 月 30 日(水)まで(午後 5 時必着)
  - イ 提出先 事務局
  - ウ 提出方法 原則として、郵送すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- (4) 第二次審査提出図書(技術提案書)の提出方法等
- 3 (1)の第一次審査で選定された者は、説明書に基づき技術提案書を作成し、提出すること。
- ア 提出期間 3 (1)の第一次審査選定通知の日から平成 24 年 1 月 27 日(金)まで(午後 5 時必着)
  - イ 提出先 事務局
  - ウ 提出方法 原則として、郵送すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- (5) 質疑応答
- ア 参加表明書に関する質疑応答  
参加表明書に関する質疑がある場合は、質問書に記入して提出すること。回答は、取りまとめて平成 23 年 11 月 24 日(木)に、説明書等の配布者全員に電子メールで送信する。
    - (ア) 受付期間 平成 23 年 11 月 18 日(金)午後 5 時まで
    - (イ) 提出先 事務局
    - (ウ) 提出方法 質問書は、提出先に電子メール又は FAX で提出すること。
  - イ 技術提案書に関する質疑応答  
技術提案書に関する質疑がある場合は、質問書に記入して提出すること。回答は、取りまとめて、3 (1)の第一次審査で選定された者全員に電子メールで送信する。
    - (ア) 受付期間 3 (1)の第一次審査の選定の通知の日から平成 23 年 12 月下旬を予定
    - (イ) 提出先 事務局
    - (ウ) 提出方法 質問書は、提出先に電子メール又は FAX で提出すること。
- (6) 現地見学会
- 技術提案書の作成に当たり、3 (1)の第一次審査で選定された者のうち現地見学会を希望する者に対して現地見学会を実施する。現地見学会の日時は、希望する者に対し後日連絡する。ただし、参加人数は、1 者につき 2 名までとする。
- 5 その他
- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定める単位に限る。
  - (2) 契約保証金 免除
  - (3) 契約書の作成 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
  - (4) 参加表明書提出期限から契約の締結を行うまでの間に、静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けた者若しくは同要綱に規定する措置要件に該当する者とは契約を行わない。
  - (5) 参加表明書及び技術提案書の作成並びに提出に要する費用は、提出者の負担とする。
  - (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
  - (7) 詳細は、説明書による。